

仕 様 書

1 件 名

港区青色防犯パトロール業務委託

2 目 的

港区では、区民や子どもの安全を確保するとともに、犯罪の機会を未然に防止することにより、「安全で安心できる港区」を実現することを目的に、青色回転灯装備車両による区内のパトロールを実施します。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 履行場所

港区内全域

5 履行日時及び巡回車両数

(1) パトロールの実施日

パトロールの実施日は、毎日（365日）とする。

(2) パトロールの実施時間（24時間）

パトロールは24時間体制とし、実施時間及び巡回車両数は下記のとおりとする。ただし、発注者からの指示により実施時間を変更する場合がある。

ア 平日・土曜日

実施時間	車両数
午前7時～午後11時	5台
午後11時～翌朝午前7時	2台

イ 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

実施時間	車両数
午前7時～翌朝午前7時	2台

6 業務体制

(1) パトロール業務従事警備員の指導及び管理

ア 区内にパトロール業務従事警備員（以下「警備員」という。）の拠点を設け、労働基準法に基づいた適正な勤務配置を行うこと。

イ 警備員の指導監督及び発注者の窓口として警備員指導教育責任者資格保有者を警備員とは別に専属の業務責任者として、区内の拠点に配置すること。

ウ 警備員指導教育責任者は、警備業法に定められた教育だけにとどまらず、「救命技能認定証（自動体外式除細動器業務従事者）」を取得させ、パトロール、車両安全運転、心肺蘇生法(CPR)及び自動体外式除細動器(AED)等車両装備品の取扱いに関する教育を実施し、教育簿を備え付けること。

エ 警備員に対する指導は、個人指導を月1回以上、集合教育を年1回以上実施し、指導簿を備え付け、指導内容を毎月、発注者へ報告すること。

オ 警備員について

(ア) 警備員の選出に当たっては、当該業務を十分に遂行でき、パトロールを行う際には責任感を持ち、緊急時においても迅速かつ的確に業務を遂行できる心身強健の者とする。

(イ) 受注者は、受注決定後、業務開始前までに警備員の名簿（氏名、住所、生年月日、経験年数等）を発注者に提出すること。なお、名簿提出後、警備員に変更が生じた際は、その都度、変更した名簿を発注者に提出すること。

(ウ) 受注者は、発注者が発行する身分証明書（別紙3）及び発注者が保管する名簿用として、各警備員の顔写真を2枚用意し、当該証明書に貼付の上、提出すること。

(エ) 受注者は、月間の勤務予定者一覧表を提出すること。その際、各パトロール時の責任者が分かるように明記する（書式は任意）。

(オ) 警備員は、身分証明書の所持者とする。なお、急を要し人員を手当てする暇のないときは、最低一人が所持者とする。

(カ) 新人警備員同士を同一場所のパトロールに従事させないこと。

(2) パトロールに使用する車両、装備、点検整備等

ア パトロールに使用する車両（以下「車両」という。）は、予備を含め7台以上を受注者が用意すること。

イ 車両の仕様は、別紙1のとおりとする。

ウ 車両には、強力ライト、赤色交通誘導灯、カラーコーン、トラロープ、道路地図、AED、救急箱、拡声器（電子メガホン）、その他の業務に必要な物品を、受注者の負担により積載すること。

エ 車両には、外国語（英語・中国語・ハングルの3言語以上）に対応するため、音声機械翻訳サービス等を利用できる機能を搭載した機器を、受注者の負担により備えること。

オ 車両には、発注者が用意する道路通報システム（MFR）を備えたドライブレコーダーを設置すること。

カ 車両は、同一メーカー同一車種とし、車両は受注者が準備し、管理するものとする。

キ 受注者は、車両の法定点検・整備等を行うこと。

ク 車両は、運行開始時に運行前点検を実施し、業務に支障がないようにすること。

ケ 車両（発注者指定の仕様による。）の保管・管理、整備、運行など、車両に関する全ての費用は、受注者の負担とする。

(3) パトロール実施体制

ア パトロールは、車両1台につき原則2名以上の警備員にて実施すること。

イ 受注者は、警備員に受注会社規定の制服を着用させるとともに、発注者が指定した反射式ベスト及び腕章（別紙4）をその上に装着して、当該パトロールの実施をアピールすること。反射式ベスト及び腕章は、受注者の負担とする。

また、該当警備員には、発注者が発行する身分証明書を携帯させるほか、受注者が用意する携帯電話等（到着・出発等の報告時間や撮影した写真画像を、データ通信を用いて受注者のコンピューターへ送信し、記録できること。）、その他必要な機材（懐中電灯、デジタルカメラ等）を常備すること。

ウ 警備員の勤務交替時には、申し送り、指示等を適切に行うものとする。

エ パトロール中の警備員の行動管理は、基地局にて適宜把握し、事故発生時等には現場の警備員と協力し必要な措置を講ずること。

オ 食事、休憩等は、受注者が区内に設ける拠点にて行い、路上、時間貸駐車場等での車内では原則として行わないこと。その際車両は、拠点又は拠点の近隣に受注者が確保する駐車場に駐車すること。

カ 休憩時間は、適切に取得すること。ただし、学校の登下校時間のパトロールに支障が出ないようにすること。

7 パトロールの方法

(1) パトロールの実施に当たっては、防犯理論である「犯罪機会論」(犯罪の機会を与えないことによって、犯罪を未然に防止しようとする考え方)に基づき、放置自転車やごみの不法投棄、落書きが多い場所、「誰もが入りやすく誰からも見にくい場所」等の犯罪が発生する恐れのある場所(ホットスポット)を重点的にパトロールする「ホットスポットパトロール」の手法を取り入れ、発注者と協議の上、効果的かつ効率的なルートを選定すること。

(2) 警備員は、パトロールに使用する車両に乗車し、目視によりパトロールを実施する。ただし、発注者が指示する場合及び必要がある場合は、適宜車両から降車して対応すること(雨天時も同様)。

(3) 平日及び学校の土曜授業日は、毎日、登校時及び下校時に通学路周辺のパトロールを行うこと。学童クラブ・放課GO等の終了時についても、施設の周辺のパトロールを行うこと。

なお、下記の施設の通学路周辺については、発注者の指示により警備員の徒歩によるパトロールも行うこと。

なお、車両は上述5「履行日時及び巡回車両数」(2)に示す車両内で対応する。

麻布小学校(麻布幼稚園) <港区麻布台 1-5-15>
南山小学校(南山幼稚園) <港区元麻布 3-8-15>
東洋英和女学院(小学部) <港区六本木 5-6-14> ※令和8年4月に元麻布一丁目へ一時移転予定です。
東洋英和女学院(中学部) <港区六本木 5-14-40>

(4) パトロール中は、発注者の指定する子どもが利用する施設(保育園、児童館、幼稚園、小学校、中学校、公園、児童遊園等(別表「巡回・立寄施設一覧」(令和6年度)のとおり)に立ち寄りとともに、当該施設の職員等に発注者・警察等から得た情報等を提供し、日誌(別紙2)に記録すること。その際、対応した職員等に訪問時間及び立寄確認のサインを日誌にもらうこと。

また、職員等から連絡事項や収集した情報があったときや、施設周辺の異常の有無を確認し、異常があれば内容を日誌に記録すること。

なお、麻布地区を巡回中は六本木三丁目児童遊園周辺地区防犯システム駆付け指導員と連携・協力して業務を遂行すること。

(5) パトロール中に、安全及び健全な生活環境を阻害するおそれのある行為を発見した場合、事件・事故を現認し、緊急の案件を受け付けた場合、又は迷い人・急病人等の要保護者を発見した場合等は、直ちに警察又は消防等の関係機関に通報するとともに、必要な措置を講ずること。また、事案の概要を速やかに発注者に口頭報告するとともに事後、日誌に記録すること。

特に特殊詐欺等の犯罪、不審物、子どもの声かけや連れ去り等犯罪につながる事案、火災や火災につながる事案を認知した場合は、直ちに発注者にも口頭報告するとともに、事後、書面報告すること。

(6) 事件・事故等の特異事案を取り扱った場合は、事案の概要を速やかに発注者に口頭報告するとと

もに事後、発注者に書面報告すること。

- (7) 大雨、洪水、地震などにより、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の対応は、発注者の指示に従うこと。なお、事務所がハザードマップの危険個所に含まれる災害の場合については、業務継続が可能な体制を確保すること。
- (8) 青色回転灯は、原則として、常時使用することとし、発注者又は警察署等から指示があった場合はその指示に従うこと。なお、住民等に迷惑がかからないよう配慮すること。
- (9) 発注者から指示があった場合には、拡声器を使用して啓発広報等を行うこと。
- (10) 発注者が指示する施設の職員等から受けた情報（緊急の防犯対策、時間等の指示など）は、パトロールをコントロールする基地局に報告し、基地局は応急対応が必要な場合は施設周辺のパトロールの指示徹底を図るとともに、発注者に報告すること。警備員間での連絡を密にするとともに、情報を共有すること。

その他緊急を要しない場合は発注者に報告し、対応を協議すること。

- (11) パトロール中に次の事案を現認した場合は、区民等の安全を確保し、通行や利用の妨げにならないようカラーコーンの設置や覆い等初期応急措置を講じ、必要に応じ写真撮影をした上で、速やかに区担当課や関係機関へ連絡し、事後日誌に記録すること。

- ア 施設等の危険な箇所・異常・破損
- イ 人権を侵害する内容の落書き
- ウ 動物死骸

- (12) パトロール中に次の事案を現認した場合は、必要に応じ写真撮影をした上で、日誌に記録すること。また必要に応じ区担当課や関係機関に連絡すること。

- ア 道路・公園等の違法放置物
- イ 道路・公園等のビラやチラシ
- ウ 看板等不法占用物件

- (13) パトロール中に迷惑行為等の抑止・啓発を行った場合は、できる限りまちを清潔に保つため、以下の回収し、適切に処分すること。

- ア 路上での滞留やたむろ者が残したごみ
- イ 路上喫煙者のタバコの吸い殻
- ウ ハト・カラス等への餌
- エ 犬等のフン等

- (14) 関係機関からの情報収集

受注者は、効果的にパトロールを行うため、発注者の指示により警察署や消防署に立ち寄り、最新の事件・事故等に関する状況について収集すること。これらの内容については、連絡事項等があれば必ず発注者へ報告すること。

- (15) パトロール車両を降車し、車両に不在となる際には、その理由を車両前面に掲示すること。
- (16) パトロール車両や警備員に、業務遂行に伴う事故が発生した場合は、必要な措置を講じ、直ちに区担当課や関係機関へ連絡・報告すること。
- (17) その他、対応困難な状況が発生したときは、直ちに発注者に連絡して指示を受け適切に対応すること。

8 パトロールに関する全般的事項

- (1) 区有施設等において事件・事故等の突発的事案が発生した場合には、発注者からの指示に基づき、その時間帯に現場の近くを走行している車両等により、現場に急行し、必要な調査・対応・報告を

行うこと。また、必要に応じて写真の撮影を行うこと。

- (2) 車両を停車・駐車する場合は、エンジン音・排気ガス等で近隣住民等に迷惑がかからないよう、エンジンを停止するなど十分注意すること。また、車両にアイドリング規制装置を設置すること。
- (3) 受注者は、必要がある場合は車両から降車し、公園等をパトロールすること。また、必要に応じて、発注者が指定する施設以外の区所有地・管理地にも立ち入り実施すること。
- (4) 通行者等から問合せや地理案内を求められたときは、当該パトロールに支障のない範囲で、誠実に応対すること。
- (5) 警備員は、常に本業務の主旨を踏まえ、怠慢及び不適切な行動をとることのないよう十分に注意し、強制や威圧と受け取られる態度を避け、礼儀正しく注意すること。
- (6) 以下の業務は港区青色防犯パトロール業務、みなとタバコルール指導等業務、港区客引き行為等防止巡回指導業務との共通事項として、当該港区青色防犯パトロールに支障のない範囲で対応すること。
 - ア 通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為の抑止・啓発
 - イ 歩行・路上喫煙、ごみの不法投棄等のルール違反行為（条例で禁止されている迷惑行為等）の抑止・啓発
 - ウ 路上喫煙等の助長や、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等に対する灰皿等の移設又は撤去の呼びかけ
 - エ 路上での迷惑駐輪の抑止・啓発
 - オ 公共の場所における客引き行為等（港区客引き行為等の防止に関する条例で禁止されている行為）の抑止・啓発
 - カ 上記のほか、社会通念上、公衆の迷惑と認められる行為の抑止・啓発上記の他、発注者の指示により、港区青色防犯パトロール業務、みなとタバコルール指導等業務、港区客引き行為等防止巡回指導業務の責任者は、各業務の情報共有を行うために、原則6月、11月に区が開催する連絡会議に出席し、その他の月については、原則書面にて情報共有を行うこと。

9 パトロールの報告

- (1) 日報等の提出
 - ア 日誌（別紙2）は車両ごとに作成し、原則として、パトロール実施日の翌開庁日の午後3時までに、日報として各総合支所の担当課及び防災課へ電子メール等速やかにそのデータを送信できる手法を用いて報告を行うこと。その際、写真画像や地図等のデータがある場合は、併せて提出すること。
 - イ 毎月第2金曜日までに、前月分をまとめた月報（日報・立寄確認簿を綴ったもの）を作成し、区担当課へ提出すること。
 - ウ 巡回指導等業務共通事項の対応報告（別紙6）を毎月第2金曜日までに、前月分を区担当課へ提出すること。
- (2) 総合支所との打合せ
 - 月に1回程度、各総合支所の担当職員とパトロールの内容や場所について打合せを行うこと。
- (3) 測位データ
 - GPS 及び携帯電話基地局を併用した位置情報測位システムを利用し、パトロール車両等の10分毎の行動履歴を測位データとして取得すること。また、測位データは、月報提出の際に添付すること。
 - なお、この測位データは、専用のソフト等を利用することで、外部インターネット接続を利用せ

ず（オフライン）にパソコンの地図上で容易に参照可能なものとする。

また、日報及び月報と測位データを確認し、差異が生じた場合や、システム等に障害が発生した場合は、早急に改善するとともに、理由について発注者に書面報告すること。

(4) 統計データ

まちの課題を分析できるよう、業務中に発見したまちの課題をジャンル別に集計すること。ICTを活用し、集計したデータの分布が地図上で容易に参照できること。

(5) 受注者は、日報および上述（3）および（4）により実施内容や方法について検討を行い、四半期毎に受注者へ修正等の提案を行うこと。

10 各種許可申請

受注者は契約締結後、発注者を代行して、速やかにパトロールの実施に関する必要な申請手続等を官公庁に対し行うこと。

11 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 関係法令を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、個人情報保護に関する特記事項(別紙5)を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、発注者が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

12 疑義等の取扱い

本仕様書に定めた事項に関し疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない細部については、港区と協議の上、決定することとし、受注者は、業務内容に疑義があるときは、速やかに発注者に連絡し、指示を受けて対応すること。

13 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

14 契約金額の支払方法

毎月の履行確認後、月ごとに支払う

15 問合せ先

港区芝地区総合支所 協働推進課 藤田・林 電話：03 (3578) 3193

担当課

麻布地区総合支所 協働推進課 電話：03 (5114) 8802

赤坂地区総合支所 協働推進課 電話：03 (5413) 7272

高輪地区総合支所 協働推進課 電話：03 (5421) 7621

芝浦港南地区総合支所 協働推進課 電話：03 (6400) 0031

防災危機管理室防災課 電話 03 (3578) 2272

パトロール用車両仕様書

- 1 タイプ
軽自動車（ワンボックス及びトラックタイプは不可）
- 2 排気量
660CCクラス以下（4人乗り）
- 3 装 備
 - （1）運輸局の基準に適合した青色回転灯（その光源が点滅するものでなく回転式構造のもの。下記参照）、車載移動局無線機、及び位置情報測位システム（GPS と携帯電話基地局併用検索方式）用各種端末装置、ドライブレコーダー（ボタン操作等で画像記録が可能なもの）等、その他必要な物品を装備すること。なお、設置に伴う手続等は受注者が行うこととする。
 - （2）車両から外部に向けて音声を出す装置（アンプ、マイク、再生装置等）を設置すること。
 - （3）車両にアイドリング規制装置を設置すること。
- 4 その他
 - （1）車種（メーカー）は、問わない。
 - （2）車両に貼付するステッカー（マグネット）は、発注者が貸与する。
 - （3）車両のカラーについては、警察のパトロールカーと同様の白黒ツートンカラーとし、車両ボンネット及び左右ドア部分に黒字で「港区みんなとパトロール」、車両後部に受注警備会社の名称を表示し、仕様の詳細については、発注者と協議すること。

<青色回転灯>



みんなとパトロール日誌 (地区分)

使用車両

令和 年 月 日 ()	時 分 ~	時 分	天気			
警備員氏名	装備チェック					
	携帯電話	赤色灯・懐中電灯	ベスト	腕章	身分証明書	デジタルカメラ
記入者 (責任者)						

<パトロール業務内容確認一覧> ※該当・異常があった場合は「パトロール業務報告」欄へ記入

No.	項目		No.	項目	
1	110・119番通報	有・無	6	落書き・施設設備等破壊行為	有・無
2	安全及び健全な生活環境を阻害するおそれのある行為	有・無	7	公園内禁止行為	有・無
3	不審物	有・無	8	公園灯・街路灯切れ	有・無
4	犯罪等の発見・行為確認等 (特殊詐欺等)	有・無	9	立寄施設等からの連絡事項	有・無
5	廃棄物	有・無	10	路上喫煙者等への注意	有・無

<パトロール・立寄施設等業務報告> ※上記項目で該当・異常があった項目のみ詳細を記入

No.	時間	場所	状況、対応・処理等

<通学路周辺パトロール実施時間及び学校名>

登校時 (: ~ :) 学校名 :

下校時 (: ~ :) 学校名 :

下校時 (: ~ :) 学校名 :

<子どもの施設等 (放課後活動等) パトロール実施時間及び施設名>

時間 (: ~ :) 施設名 :

時間 (: ~ :) 施設名 :

時間 (: ~ :) 施設名 :

外国語対応 有・無

(地区分)

<上記以外でのパトロールに関する記入欄>
※パトロール中に発生したトラブル（声掛け、車両運転中のトラブルなど）についても記載すること。

パトロール立寄施設（指示施設等）

時間		場所		受付	
<説明・報告事項等>					
時間		場所		受付	
<説明・報告事項等>					
時間		場所		受付	
<説明・報告事項等>					
時間		場所		受付	
<説明・報告事項等>					
時間		場所		受付	
<説明・報告事項等>					
時間		場所		受付	
<説明・報告事項等>					
時間		場所		受付	
<説明・報告事項等>					
時間		場所		受付	
<説明・報告事項等>					

警備員身分証明書

(表)

No.000000	
みんなとパトロール警備員証	 (顔写真)
 氏名 港 太郎	
港区が委託した警備員であることを証明します。 期 間 2000年0月0日から2000年0月0日まで 発行日 2000年0月0日	
港 区 長 	

(裏)

<ul style="list-style-type: none">●この警備員証は、区が証明した本人以外は所持できません。●区民等の通行人から問合せがあったときは、必ずこの警備員証を提示してください。●曲げたり、傷つけたり、汚さないでください。●この警備員証は、他人に貸与・譲渡できません。●この警備員証を紛失したとき、その他事故があった場合は、速やかに区に連絡してください。		
芝地区総合支所	協働推進課	電話：03（3578）3123
麻布地区総合支所	協働推進課	電話：03（5114）8802
赤坂地区総合支所	協働推進課	電話：03（5413）7272
高輪地区総合支所	協働推進課	電話：03（5421）7621
芝浦港南地区総合支所	協働推進課	電話：03（6400）0031

【パトロールベスト仕様】 ※メーカー、本体素材は問いません。

(デザイン例)

前面

本体
色：青色



反射材ライン 上下2本
色：白
左胸文字：黒色「港区」

背面

本体
色：青色



反射材ライン 上下2本
色：白
上部テープ文字：黒色
「MINATO CITY」
反射材ワッペン 中央1枚
色：白
文字：黒色
「みんなとパトロール中」
「安全で安心できる港区を！」

【パトロール腕章仕様】 ※メーカー不問

- ① 本体：反射材を使用し、防水、防汚性の高い素材
- ② 本体色：青色
- ③ 文字：反射プリント、白色、「みんなとパトロール中」「港区」
- ④ 面ファスナー、クリップ等金具付き
(文字プリント例)

みんなとパトロール中
港区

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報

セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(電磁的記録媒体の保管)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

巡回指導等業務共通事項の対応報告
(令和●年●月分)

仕様書に基づく他業務との共通事項		対応件数		対応概要
①	通行の妨害となる路上での滞留や たむろ行為の抑止・啓発		件	
②	歩行・路上喫煙、ごみの不法投棄等 のルール違反行為（条例で禁止され ている迷惑行為等）の抑止・啓発		件	
③	路上喫煙等の助長や、公共の場所に たばこの煙が流れる要因となる灰皿 等を設置する事業者等に対する灰皿 等の移設又は撤去の呼びかけ		件	
④	路上での迷惑駐輪の抑止・啓発		件	
⑤	公共の場所における客引き行為等 (港区客引き行為等の防止に関する 条例で禁止されている行為) の抑 止・啓発		件	
⑥	そのほか、社会通念上、公衆の迷惑 と認められる行為の抑止・啓発		件	
合計		0	件	/

特筆して報告すべき事項

--

巡回指導等業務共通事項の対応報告
(令和●年●月分)

仕様書に基づく他業務との共通事項		対応件数		対応概要
①	通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為の抑止・啓発	1	件	・路上で居眠り ○月○日○時頃 六本木○丁目○○辺り 男性酔客への注意 ・
②	歩行・路上喫煙、ごみの不法投棄等のルール違反行為（条例で禁止されている迷惑行為等）の抑止・啓発	2	件	・路上喫煙 ○月○日○時頃 芝○丁目○○辺り 男性 ・ポイ捨て口頭注意 ○月○日○時頃 赤坂○丁目○○辺り 女性
③	路上喫煙等の助長や、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等に対する灰皿等の移設又は撤去の呼びかけ	1	件	・灰皿移設対応 ○月○日○時頃 赤坂○丁目○○辺り 店名「」 ・○月○日○時頃 六本木○丁目○○辺り
④	路上での迷惑駐輪の抑止・啓発	1	件	
⑤	公共の場所における客引き行為等（港区客引き行為等の防止に関する条例で禁止されている行為）の抑止・啓発	0	件	
⑤	そのほか、社会通念上、公衆の迷惑と認められる行為の抑止・啓発	0	件	
合計		5	件	

特筆して報告すべき事項

・新橋○丁目のカラオケ店「○○」付近では、路上喫煙者を多く見かけることがあり、特に金曜日に多い。

令和6年度 巡回・立寄施設一覧

別表

下記の表にかかわらず区からの指示により変更があります。

巡回・立寄施設数(箇所) 360か所

■区立・都立公園 -56か所-

施設名	所在地	備考	地区	巡回頻度	下車指定	トイレ有無	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
本芝公園	芝4-15-1	区立	芝	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
浜崎公園	海岸1-5-37	区立	芝	週1回	×	×	—	—	午後～日没	午前～日没
(都)旧芝離宮恩賜庭園	海岸1丁目	都立	芝	週1回	×	—	—	—	午後～日没	午前～日没
イタリア公園	東新橋1-10-20	区立	芝	週1回	○	×	—	—	午後～日没	午前～日没
汐留西公園	東新橋2-17-1	区立	芝	週1回	×	×	—	—	午後～日没	午前～日没
桜田公園	新橋3-16-15	区立	芝	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
塩釜公園	新橋5-19-7	区立	芝	週2回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
南桜公園	西新橋2-10-13	区立	芝	原則1回	○	○	—	—	夜間	夜間
芝給水所公園(運動場)	芝公園3-6-7	区立	芝	原則1回	×	—	—	—	15～19時	10～19時
(都)芝公園	芝公園1・2・3・4丁目	都立	芝	原則1回	※3	○	—	—	午前or夜間	午前or夜間
区立芝公園	芝公園4-8-4	区立	芝	原則1回	○	○	—	—	夜間	午前or夜間
西桜公園	虎ノ門1-17-4	区立	芝	調整中						
江戸見坂公園	虎ノ門2-10-2	区立	芝	調整中						
狸穴公園	麻布狸穴町63	区立	麻布	1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
本村公園	南麻布3-4-9	区立	麻布	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
有栖川宮記念公園	南麻布5-7-29	区立	麻布	週2回	※1	○	—	—	午後～日没	午前～日没
筭公園	西麻布3-12-1	区立	麻布	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
三河台公園	六本木4-2-27	区立	麻布	2回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
さくら坂公園	六本木6-16-46六本木ヒルズ内	区立	麻布	原則1回	○	×	—	—	午後～日没	午前～日没
六本木西公園	六本木7-17-8	区立	麻布	2回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
網代公園	麻布十番2-15-1	区立	麻布	1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
新広尾公園	麻布十番4-5-1	区立	麻布	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
飯倉公園	東麻布1-21-8	区立	麻布	1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
一の橋公園	東麻布3-9-1	区立	麻布	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
(都)青山公園	六本木7丁目	都立	麻布	週2回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
円通寺坂公園	赤坂5-2-47	区立	赤坂	週2回	×	×	—	—	午後～日没	午前～日没
一ツ木公園	赤坂5-5-26	区立	赤坂	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
氷川公園	赤坂6-5-4	区立	赤坂	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
高橋是清翁記念公園	赤坂7-3-39	区立	赤坂	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没

施設名	所在地	備考		地区	巡回頻度	下車指定	トイレ有無	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
乃木公園	赤坂8-11-32	区立		赤坂	週2回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
檜町公園	赤坂9-7-9	区立		赤坂	週2回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
(都)青山公園	南青山一丁目	都立	都南青山一丁目あそび場	赤坂	原則1回	○	—	—	—	午後～日没	午前～日没
青葉公園	南青山1-4-4	区立		赤坂	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
青山公園	南青山2-21-12	区立	青山運動場	赤坂	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
亀塚公園	三田4-16-20	区立		高輪	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
三田台公園	三田4-17-28	区立		高輪	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
高松くすのき公園	高輪1-5-44	区立		高輪	原則1回	○	×	—	—	午後～日没	午前～日没
高輪森の公園	高輪3-13-21	区立		高輪	週2回	×	○	—	—	午後～日没	午前～日没
高輪公園	高輪3-18-18	区立		高輪	1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
白金公園	白金3-1-16	区立		高輪	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
新浜公園	芝浦1-1-10	区立		芝浦港南	週2回	×	×	—	—	午後～日没	午前～日没
芝浦公園	芝浦1-16-25	区立		芝浦港南	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
プラタナス公園	芝浦4-20-56	区立		芝浦港南	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
埠頭公園	海岸3-14-34	区立	トイレは埠頭少年野球場管理	芝浦港南	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
芝浦中央公園	港南1-2-28	区立		芝浦港南	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
こうなん星の公園	港南1-9-24	区立		芝浦港南	週2回	×	○	—	—	午後～日没	午前～日没
東八ツ山公園	港南2-8-8	区立	トイレは品川区管轄	芝浦港南	週2回	○	△	—	—	午後～日没	午前～日没
汐の公園	港南2-16-10	区立		芝浦港南	週1回	×	×	—	—	午後～日没	午前～日没
杜の公園	港南2-16-30	区立		芝浦港南	週1回	×	×	—	—	午後～日没	午前～日没
港南和楽公園	港南4-2-18	区立	港南子ども中高生プラザ	芝浦港南	1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
港南公園	港南4-5-1	区立	トイレはA・Dのみ	芝浦港南	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
港南緑水公園	港南4-7-47	区立		芝浦港南	原則1回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
(都)品川北埠頭公園	港南5丁目	都立		芝浦港南	週2回	×	○	—	—	午後～日没	午前～日没
お台場レインボー公園	台場1-3-1	区立		芝浦港南	週2回	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没
(都)台場公園(第三台場)	台場1-10	都立		芝浦港南	※2	○	—	—	—	午後～日没	午前～日没
(都)お台場海浜公園	台場1丁目	都立		芝浦港南	※2	○	○	—	—	午後～日没	午前～日没

※1 巡回する際は、施設の一部エリアを短時間巡回し、数回(数日)に分けて巡回すること。

※2 施設は、広大であり、休日を中心に巡回

※3 施設は、東京タワーや増上寺などの周辺に断続的に配置されており、数回(数日)に分け巡回すること。

※ 巡回頻度の「1回」と「原則1回」の差は、子どもの利用状況による差であり、状況により変更させる。

※ 巡回回数や下車については、順次、協議の上、変更する。

■児童遊園 -59か所-

施設名	所在地	備考	地区	巡回頻度	下車指定	トイレ有無	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
金杉橋児童遊園	芝1-1-26		芝	週1回	×	○	—	—	昼間	昼間
芝園児童遊園	芝2-7-12		芝	週1回	×	×	—	—	昼間	昼間
芝新堀町児童遊園	芝2-12-3		芝	原則1回	×	○	—	—	昼間	昼間
松本町児童遊園	芝3-12-19		芝	原則1回	○	×	—	—	昼間	昼間
芝五丁目児童遊園	芝5-18-4		芝	1回	○	○	—	—	昼間	昼間
三田小山町児童遊園	三田1-5-16		芝	原則1回	×	×	—	—	昼間	昼間
三田二丁目児童遊園	三田2-10-7	交番隣接	芝	週2回	×	○	—	—	昼間	昼間
三田綱町児童遊園	三田2-19-11		芝	原則1回	×	○	—	—	昼間	昼間
浜松町四丁目児童遊園	浜松町2-13-3		芝	週1回	×	×	—	—	昼間	昼間
芝大門二丁目児童遊園	芝大門2-13-9		芝	週1回	×	×	—	—	昼間	昼間
虎ノ門三丁目児童遊園	虎ノ門3-8-11		芝	週1回	×	×	—	—	昼間	昼間
西久保巴町児童遊園	虎ノ門3-18-18		芝	週2回	×	×	—	—	昼間	昼間
南麻布一丁目児童遊園	南麻布1-7-29		麻布	週2回	○	×	—	—	昼間	昼間
南麻布新堀児童遊園	南麻布2-2-8		麻布	週2回	×	○	—	—	昼間	昼間
南麻布二丁目児童遊園	南麻布2-3-14		麻布	週2回	×	○	—	—	昼間	昼間
絶江児童遊園	南麻布2-9-22		麻布	週2回	×	×	—	—	昼間	昼間
古川橋児童遊園	南麻布2-15-11	首都高速下	麻布	週2回	×	○	—	—	昼間	昼間
広尾児童遊園	南麻布5-16-15	有栖川宮記念公園隣接	麻布	週2回	×	×	—	—	昼間	昼間
宮村児童遊園	元麻布2-6-2		麻布	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
筈児童遊園	西麻布2-1-2		麻布	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
西麻布二丁目児童遊園	西麻布2-18-9		麻布	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
六本木坂下児童遊園	六本木1-4-1		麻布	週1回	×	×	—	—	昼間	昼間
六本木坂上児童遊園	六本木1-4-11		麻布	週1回	×	×	—	—	昼間	昼間
六本木三丁目児童遊園	六本木3-15-25	要注意	麻布	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
飯倉雁木坂児童遊園	麻布台1-9-14	車両侵入不可	麻布	原則1回	○	×	—	—	昼間	昼間
東麻布児童遊園	東麻布1-2-1		麻布	週1回	×	×	—	—	昼間	昼間
中ノ橋児童遊園	東麻布1-30-1	首都高速下	麻布	週2回	×	○	—	—	昼間	昼間
一ツ木児童遊園	赤坂5-1-24		赤坂	週1回	○	○	—	—	昼間	昼間
桑田記念児童遊園	赤坂9-3-21		赤坂	調整中						
南一児童遊園	南青山1-18-1		赤坂	週2回	×	×	—	—	昼間	昼間
南青山三丁目児童遊園	南青山3-7-29		赤坂	週2回	×	×	—	—	昼間	昼間
南青山四丁目児童遊園	南青山4-9-7	車両侵入不可	赤坂	週2回	○	×	—	—	昼間	昼間

施設名	所在地	備考	地区	巡回頻度	下車指定	トイレ有無	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
南青山六丁目児童遊園	南青山6-13-24		赤坂	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
北青山一丁目児童遊園	北青山1-6-6		赤坂	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
北青山三丁目児童遊園	北青山3-3-24	青山児童館・保育園近接	赤坂	原則1回	○	×	—	—	昼間	昼間
青山北町児童遊園	北青山3-4-2		赤坂	調整中						
豊岡町児童遊園	三田5-11-6		高輪	週1回	×	×	—	—	昼間	昼間
三田松坂児童遊園	三田5-16-8		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
松ヶ丘児童遊園	高輪1-11-1		高輪	週2回	×	×	—	—	昼間	昼間
高松児童遊園	高輪1-15-22	高松中学校近接	高輪	原則1回	×	○	—	—	昼間	昼間
二本榎児童遊園	高輪1-25-11		高輪	原則1回	×	×	—	—	昼間	昼間
泉岳寺前児童遊園	高輪2-15-37		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
高輪南町児童遊園	高輪4-24-36		高輪	週2回	○	○	—	—	昼間	昼間
西町つなぐ児童遊園	高輪3-5-5		高輪	調整中						
白金志田町児童遊園	白金1-12-16		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
白高児童遊園	白金1-17-4		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
白金一丁目児童遊園	白金1-25-3		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
四の橋通児童遊園	白金3-22-7		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
三光児童遊園	白金5-12-5	首都高速下	高輪	原則1回	×	○	—	—	昼間	昼間
雷神山児童遊園	白金6-5-10	車両侵入不可	高輪	原則1回	○	×	—	—	昼間	昼間
奥三光児童遊園	白金6-22-14	首都高速下	高輪	週2回	×	×	—	—	昼間	昼間
白金児童遊園	白金台2-24-3		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
白金台四丁目児童遊園	白金台4-4-14		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
白台児童遊園	白金台4-7-6		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
白金台どんぐり児童遊園	白金台5-19-1		高輪	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間
古川さくら児童遊園	白金1-2-4		高輪							
南浜町児童遊園	芝浦1-12-12		芝浦港南	週2回	×	×	—	—	昼間	昼間
船路橋児童遊園	芝浦2-11-10		芝浦港南	週2回	×	×	—	—	昼間	昼間
末広橋児童遊園	海岸2-1-27		芝浦港南	週1回	×	×	—	—	昼間	昼間

※ 週2回等の巡回を指定する児童遊園であっても、こどもの利用が確認できれば、「原則1回」に変更する。

■遊び場 ー4か所ー

施設名	所在地	備考	地区	巡回頻度	下車指定	トイレ有無	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
白金台三丁目遊び場	白金台3-12	白金台幼稚園近接	高輪	原則1回	×	○	—	—	昼間	昼間
高輪台遊び場	高輪3-9		高輪							
夕風橋際遊び場	芝浦4-20先		芝浦港南	原則1回	※1	×	—	—	昼間	昼間
港南三丁目遊び場	港南3-2		芝浦港南	原則1回	○	○	—	—	昼間	昼間

※1 立寄はせず、近くを巡回した際に区が指示している行為等の確認及び注意等の実施

■運河緑地 ー11か所ー

運河名を緑地名にしています。

施設名	所在地	備考	地区	巡回頻度	下車指定	トイレ有無	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
芝浦運河沿緑地	芝浦1-5-36		芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間
新芝北運河沿緑地	芝浦3-8先		芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間
新芝運河沿緑地	芝浦4-5・6先		芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間
芝浦四丁目緑地	芝浦4-8-5		芝浦港南	※1	×	—	—	—	昼間	昼間
新芝南運河沿緑地	芝浦4-11先		芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間
トリニティ芝浦緑地	芝浦4-13-2		芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間
芝浦西運河沿緑地	芝浦4-18先		芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間
高浜西運河沿緑地	芝浦4-19	芝浦アイランド南端	芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間
京浜運河沿緑地	港南4-6先	日常の維持管理はワールドシテイタ ワーズ管理組合が行っている	芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間
港南四丁目緑地	港南4-6-45		芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間
高浜運河沿緑地	港南4-5先		芝浦港南	※1	○	—	—	—	昼間	昼間

※1 1名徒歩による巡回とし、週1回程度とします。ただし、子どもの施設付近や子どもの利用がある緑地は可能な範囲で頻度を多くしてください。

■区立小学校 ー19校ー

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
御成門小学校	芝公園3-2-4	3431-2766	放課GOクラブ併設	芝	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
芝小学校	芝2-21-3	3456-3072	放課GOクラブ併設	芝	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
赤羽小学校	三田2-6-2	3451-1988	放課GOクラブ併設	芝	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
南山小学校	元麻布3-8-15	3403-5773	通学路ハト・放課GOクラブ併設	麻布	毎日	—	※1	—	※1	昼間
筈小学校	西麻布3-11-16	3404-1530	放課GOクラブ併設	麻布	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
東町小学校	南麻布1-8-11	3451-7726	放課GOクラブ併設	麻布	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
本村小学校	南麻布3-9-33	3473-1462	放課GOクラブ併設	麻布	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
麻布小学校	麻布台1-5-15	3583-0014	通学路ハト・放課GOクラブ併設	麻布	毎日	—	※1	—	※1	昼間
赤坂学園赤坂小学校	赤坂8-13-29	3404-8602	放課GOクラブ併設	赤坂	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
青山小学校	南青山2-21-2	3403-5588	放課GOクラブ併設	赤坂	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
青南小学校	南青山4-21-15	3404-8608	放課GOクラブ併設	赤坂	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
御田小学校	三田4-11-38	3451-3997	放課GO併設	高輪	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
高輪台小学校	高輪2-8-24	5447-0616	—	高輪	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
白金の丘学園 白金の丘小学校	白金4-1-12	3441-5363	放課GOクラブ併設	高輪	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
白金小学校	白金台1-4-26	3441-5407	放課GOクラブ併設	高輪	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
港南小学校	港南4-3-28	3474-1501	放課GOクラブ併設	芝浦港南	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
芝浦小学校	芝浦4-8-18	3451-4992	放課GOクラブ併設	芝浦港南	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
お台場学園 港陽小学校	台場1-1-5	5500-2572	放課GO併設	芝浦港南	週2回	—	9時～16時	—	登校・下校～放課GO	昼間
芝浜小学校	芝浦1-16-31	3769-3051	放課GOクラブ併設	芝浦港南		—				

※1 仕様書7(3)指定パトロール実施校

※ 小学校(※1以外)の登下校時間帯は、特段の理由がない限り校門付近での立哨は行わず(通学路途中は可)、通学路地域を巡回すること。

※ 放課GOの終了時間は、通常17時、夏季休業中は18時に変更される学校あり。

■私立小学校 ー2校ー

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
東洋英和女学院小学部	六本木5-6-14	5411-1322	通学路パトロール	麻布	毎日	—	※1	—	※1	—
聖心女子学院初等科等	白金4-11-1	3444-7671		高輪	—	—	—	—	昼間	—

※1 仕様書7(3)指定パトロール実施校

■区立中学校 -10校-

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
御成門中学校	西新橋3-25-30	3436-3568		芝	週1回	—	9時～16時	—	下校～日没	—
高陵中学校	西麻布4-14-8	3409-7687		麻布	週1回	—	9時～16時	—	下校～日没	—
六本木中学校	六本木6-8-16	3404-8855		麻布	週2回	—	9時～16時	—	下校～日没	—
赤坂学園赤坂中学校	赤坂9-2-3	3402-9306		赤坂	週1回	—	9時～16時	—	下校～日没	—
青山中学校	北青山1-1-9	3404-7522		赤坂	週1回	—	9時～16時	—	下校～日没	—
高松中学校	高輪1-16-25	3441-6239		高輪	週1回	—	9時～16時	—	下校～日没	—
三田中学校	三田4-13-13	5441-7348		高輪	週1回	—	9時～16時	—	下校～日没	—
白金の丘学園白金の丘中学校	白金4-1-12	3441-5361		高輪	週1回	—	9時～16時	—	下校～日没	—
港南中学校	港南4-3-3	3471-0238		芝浦港南	週1回	—	9時～16時	—	下校～日没	—
お台場学園港陽中学校	台場1-1-5	5500-2575		芝浦港南	週1回	—	9時～16時	—	下校～日没	—

中学校については、時期により、日没後もクラブ活動等により下校時間が遅くなる。

■私立中学校 -1校-

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
東洋英和女学院中学部	六本木5-14-40	3583-0696	初等科近接	麻布	—	—	9時～16時	—	下校～日没	—

■区立幼稚園 ー12園ー

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
赤羽幼稚園	三田2-6-2	3452-0246	小学校併設	芝	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
南山幼稚園	元麻布3-8-15	3408-4785	小学校併設	麻布	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
本村幼稚園	南麻布3-9-33	3446-3677	小学校併設	麻布	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
麻布幼稚園	麻布台1-5-15	3583-1858	小学校併設	麻布	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
中之町幼稚園	赤坂9-2-26	3405-7619		赤坂	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
青南幼稚園	南青山4-18-17	3402-0758		赤坂	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
高輪幼稚園	高輪2-12-31	3447-3356		高輪	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
三光幼稚園	白金3-13-8	3444-4233		高輪	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
白金台幼稚園	白金台3-7-1	3443-5666		高輪	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
港南幼稚園	港南4-3-27	3471-7347		芝浦港南	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
芝浦幼稚園	芝浦4-8-18	3452-0574	小学校併設	芝浦港南	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—
にじのはし幼稚園	台場1-1-5	5500-2577	小中学校併設	芝浦港南	週1回	—	9時～15時	—	9時～15時	—

■私立幼稚園 ー14園ー

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
聖徳学園三田幼稚園	三田3-4-28	5476-8819		芝	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
みなと幼稚園	芝2-25-6	3451-5495		芝	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
明德幼稚園	芝公園4-7-4	3431-0592		芝	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
麻布山幼稚園	元麻布1-6-21	3453-6710		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
安藤記念教会附属幼稚園	元麻布2-14-16	3446-5231		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
麻布みこころ幼稚園	西麻布3-21-6	3408-8848		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
若葉会幼稚園	西麻布4-13-25	3409-0039		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
南部坂幼稚園	南麻布4-5-6	3473-1283		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
愛育幼稚園	南麻布5-6-8	3473-8318		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
東洋英和幼稚園	六本木5-6-14	3401-3014		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
霊南坂幼稚園	赤坂1-14-3	3582-3995		赤坂	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
枝光会附属幼稚園	三田4-19-36	3441-8147		高輪	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
サンタ・セシリア幼稚園	白金4-7-23	3446-9884		高輪	2週1回	—	昼間	—	昼間	—
白金幼稚園	白金台5-23-11	3441-8497		高輪	2週1回	—	昼間	—	昼間	—

■児童館等 -20館-

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
神明子ども中高生プラザ	浜松町1-6-7 プラザ神明5、6階	5733-5199	学童クラブ併設	芝	週1回	—	昼間	昼間(土)	下校～8時	※1
麻布子ども中高生プラザ	南麻布4-6-7	5447-0611	学童クラブ併設	麻布	週1回	—	昼間	昼間(土)	下校～8時	※1
飯倉学童クラブ	東麻布1-21-2	3583-6355		麻布	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※3
東麻布学童クラブ	東麻布2-1-1 旧飯倉小学校4階	3568-1042	学童クラブ	麻布	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※2
南麻布学童クラブ	南麻布2-11-10 OJビル4階	6809-5291	学童クラブ	麻布	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※2
子どもふれあいルーム	西麻布2-13-3西麻布いきいきプラザ等複合施設3階	5467-7176		麻布	週1回	—	昼間	—	下校～6時	昼間
赤坂子ども中高生プラザ	赤坂6-6-14	5561-7830	学童クラブ併設	赤坂	週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
赤坂子ども中高生プラザ青山館	北青山3-4-1-201	5786-6567		赤坂	週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
豊岡児童館	三田5-7-7	3453-1592		高輪	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※4
高輪子ども中高生プラザ	高輪1-4-35	3443-1555	学童クラブ併設	高輪	週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
高輪児童館	高輪3-18-15	3449-1642		高輪	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※1
白金台児童館	白金台4-8-5	3444-1899		高輪	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※1
桂坂学童クラブ	高輪2-12-24 高輪桂坂ビル	6455-7973	学童クラブ	高輪	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※2
神応学童クラブ	白金6-9-5 3階	5422-7535	学童クラブ	高輪						
ゆかしの杜学童クラブ(白金台学童クラブ)	白金台4-6-2 ゆかしの杜6階	6450-4014	学童クラブ	高輪	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※2
港南子ども中高生プラザ	港南4-3-7	3450-9576	学童クラブ併設	芝浦港南	週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※2
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	芝浦4-20-1 3・4F	5443-7338	学童クラブ併設	芝浦港南	週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※2
芝浦学童クラブ	芝浦4-12-28 芝浦中島ビル	5439-5680	学童クラブ	芝浦港南	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※2
台場児童館	台場1-5-1	5500-2363		芝浦港南	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※2
五色橋学童クラブ	海岸3-5-13 五色橋ビル2階	6435-2745	学童クラブ	芝浦港南	週1回	—	昼間	—	下校～7時	※2

※1 土・日曜日：開館時間午後8時まで、祝日休館

※2 土曜日：開館(開室)時間午後5時まで 日・祝：休館

※3 土・日曜日：開館時間午後5時まで

※4 日曜日：開館時間午後5時まで、土・祝日休館

■児童施設等 ー16か所ー

※「子ども家庭支援センター」を除き、施設運営は委託等により実施

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
子ども家庭支援センター	南青山5-7-11	5962-7201		赤坂	毎日	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
児童相談所(2階運営調整係)	南青山5-7-11	5962-6500		赤坂	毎日	—	昼間	—	昼間	※1
母子生活支援施設(メゾン・ド・あじさい)	南青山5-7-12	6452-6143		赤坂	毎日	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
みなと子育て応援プラザpokke	芝5-18-1-102	6435-0411		芝	2週1回	—	夜間※2	昼間(土)	昼間・夜間	※1
子育てひろば あっぴい新橋	新橋6-4-2きらきらプラザ新橋2・3階	5425-7525		芝	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
子育てひろば あっぴい麻布	六本木5-12-24麻布図書館1階	5114-9900		麻布	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
子育てひろば あっぴい西麻布	西麻布2-13-3西麻布いきいきプラザ等複合施設3階	5467-7175		麻布	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
みなと保育サポート東麻布	東麻布2-1-1 4階	5544-8461		麻布	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
子育てひろば「あい・ぼーと」	南青山2-25-1	5786-3250		赤坂	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
子育てひろば あっぴい赤坂 みなと保育サポート赤坂	赤坂9-4-2 ハークコート赤坂檜町 サ タワ2階	3475-3900 3475-3902		赤坂	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
みなと保育サポート白金	白金3-10-12 2階	5423-4909		高輪	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
子育てひろばあっぴい白金台 みなと保育サポート白金台	白金台4-6-2ゆかしの杜1階	6450-4249 6450-4298		高輪	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
子育てひろばあっぴい港南	港南2-3-13品川フロントビルキッズ館3F	6712-0688		芝浦港南	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
子育てひろばあっぴい港南四丁目 みなと保育サポート港南四丁目	港南4-2-4	5796-8862 5796-8861		芝浦港南	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
子育てひろば あっぴい台場	台場1-7-1 アクアシティお台場4階	5520-9061		芝浦港南	※3	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1
子育てひろば あっぴい芝浦	芝浦3-1-16	5730-3252		芝浦港南	2週1回	—	昼間	昼間(土)	昼間	※1

※1 開館時間が異なるので、終了時間後までの巡回とする。

※2 午後7時～午後7時30分の間での訪問とする。

※3 商業施設内であるため、訪問せず、施設周辺の巡回のみとする。

■区立保育園・港区保育室 -33園-

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
芝保育園	芝5-18-1-101	3455-4669		芝	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
神明保育園	浜松町1-6-7 プラザ神明1~3階	5733-6822	公設民営	芝	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
芝公園保育園	芝公園2-7-3	3438-0435		芝	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
本村保育園	南麻布4-6-7	3444-2385		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
南麻布保育園	南麻布4-2-29-101	3442-8068		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
西麻布保育園	西麻布2-13-3	3409-4924		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
東麻布保育園	東麻布2-1-1	3584-3811	公設民営	麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
麻布保育園	六本木5-16-46	5545-7135		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
元麻布保育園	元麻布2-14-12	5422-7338	公設民営	麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
飯倉保育園	東麻布1-21-2	3583-1786		麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
赤坂保育園	赤坂5-5-26-101	3583-2156		赤坂	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
南青山保育園	南青山1-3-15	3401-1650		赤坂	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
青山保育園	北青山3-4-1-101	3401-1723		赤坂	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
高輪保育園	高輪3-18-15	3449-1641		高輪	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
伊皿子坂保育園	三田4-19-30	3444-7601		高輪	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
白金保育園	白金3-10-12	3441-5076		高輪	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
こうなん保育園	港南4-2-3-101	3450-3800		芝浦港南	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
たかま保育園	港南4-3-7	5781-0255	公設民営	芝浦港南	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
台場保育園	台場1-5-1	5500-2360		芝浦港南	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
しばうら保育園	芝浦3-1-16	5232-1130	公設民営	芝浦港南	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
しばうら保育園分園	芝浦1-16-1	6453-6346	公設民営	芝浦港南	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
芝浦アイランドこども園	芝浦4-20-1 1・2F	5443-7337	公設民営(認定こども園)	芝浦港南	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
芝公園二丁目保育室	芝公園2-12-10	3436-6611	港区保育室	芝	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
南麻布三丁目保育室	南麻布3-5-15	3443-5711	港区保育室	麻布	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
青南保育室	南青山4-19-18	5770-3933	港区保育室	赤坂	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
第二青南保育室	南青山4-19-5	5770-5366	港区保育室	赤坂	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
桂坂保育室	高輪3-19-36	5475-6646	港区保育室	高輪	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
志田町保育室	白金1-11-16	6277-2582	港区保育室	高輪	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
神応保育園	白金6-9-5	5422-6363	公設民営	高輪						
白金三丁目保育室	白金3-7-13	6455-7171	港区保育室	高輪	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
たまち保育室	芝浦3-4-1グランパークプラザ棟2階	5484-6088	港区保育室	芝浦港南	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
芝浦橋保育室	芝浦4-6-8田町ファースビル2階	6865-1004	港区保育室	芝浦港南	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)
五色橋保育室	海岸3-5-13五色橋ビル1階	6435-3201	港区保育室	芝浦港南	2週1回	—	昼間	—	昼間	昼間(土)

■私立保育園 -62園-

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
アイグラン保育園赤羽橋	三田1-3-31Forecast三田2階	6453-9325		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
太陽の子三田保育園	三田1-2-18TTDPLAZAビル2階	5439-6390		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
こころ新橋保育園	新橋6-4-3ル・グランビル7号館2階	6432-0941		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
グローバルキッズ虎の門保育園	虎ノ門3-19-13虎ノ門スピリットビル3階	5473-7668		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
まちの保育園六本木分園	虎ノ門5-5-1アークヒルズ仙石山テラス103	6450-1726		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
アスク芝公園保育園	芝2-12-16	5439-9398		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
小鳩ナーサリースクール浜離宮	浜松町1-3-1	6432-0123		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ニチキッズ芝公園保育園	芝2-1-27 穴水ビル2階	5765-5075		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
にじいろ保育園竹芝	海岸1-13-15	6381-5195		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
(仮称)にじいろ保育園新橋	新橋6-11-13	未定	令和4年4月1日開設予定	芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
(仮称)すくすく保育園浜松町	浜松町1-1(住居表示未定)	未定	令和4年8月頃開設予定	芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
まなびの森保育園麻布	南麻布1-8-11 東町小学校内	3455-3066		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
まちの保育園六本木	六本木1-9-10アークヒルズ仙石山森タワー	6441-2478		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
アイグラン保育園元麻布	元麻布3-2-19MOMON六本木ビル2階	6447-1871		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
太陽の子南麻布保育園	南麻布4-11-30南麻布渋谷ビル2階	5488-8070		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
アイグラン保育園南麻布	南麻布2-11-10OJビル3階	6453-7970		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
コスモス西麻布保育園	西麻布2-2-2 NK青山ホームズ1階B	6427-3733		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
AIAI NURSRY保育園麻布十番園	東麻布2-32-7 麻布アコービル2階	5545-5461		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ふたばクラブ東麻布保育園	東麻布1-5-6	5797-8728		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
まなびの森保育園麻布十番	南麻布1-14-1	6436-7887		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
麻布十番ちとせ保育園	麻布十番1-3-2	3586-1058		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
sakura保育園六本木	六本木4-5-11	6434-5011		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
リトルバルズ保育園六本木	六本木6-5-27	050-1741-0790		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
赤坂ちとせ保育園	赤坂4-7-15陽栄光和ビル1階	6459-1012		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
太陽の子赤坂保育園	赤坂8-12-16 NOZY AKASAKA1階、2階、3階	6434-9431		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
小学館アカデミー南青山保育園	南青山4-15-8 南青山246ビル	5770-1512		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
アイグラン保育園青山一丁目	南青山1-3-1パークアキス青山一丁目タワー	6459-2860		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
太陽の子南青山保育園	南青山4-1-6セブン南青山ビル1階・2階	5413-5512		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
赤坂山王保育園	赤坂4-1-26	5114-5605		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
赤坂クレア保育園	赤坂4-9-3	6812-9268		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
おはよう保育園ののおおやま	北青山3-4-3	6447-0195		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
みなと保育園	高輪1-6-9	3443-3406		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
愛星保育園	高輪1-27-40	3441-5410		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ゆらりん高輪保育園	高輪1-5-38HUG高輪1階、2階	5422-6170		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
太陽の子三田五丁目保育園	三田5-4-3三田プラザビル3階	5439-6775		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時

みつばち保育園	白金4-7-2	3444-8767		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ゆらりん白金保育園	白金1-26-10白金K-FLAT1階、2階の一部	6409-6310		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
高輪夢保育園	高輪3-25-33長田ビル3階	5791-9680		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ニチキッズ白金台保育園	白金台2-26-10 グリーンオーク高輪台2階	5791-2161		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
高輪さつき保育園	高輪1-16-15自動車部会館2階	3473-2320		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
えほんのもり白金台保育園	白金台2-11-3	6450-3546		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
さくらさくみらい高輪	高輪2-6-21	5860-2339		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ミアヘルサ保育園ひびき白金高輪	白金3-2-3	5860-2251		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
うれしい保育園白金高輪	三田5-17-2	5795-2310		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ほっぺるランド高輪二丁目	高輪2-16-8	5422-9781		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
アイグラン保育園白金台	白金台3-13-18	6277-4494		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
スターチャイルド白金高輪ナーサリー	白金1-2-1スターチャイルド白金高輪ナーサリー	5421-7061		高輪						
アスク芝浦4丁目保育園	芝浦4-12-28	6435-2855		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
にじのいるか保育園芝浦	芝浦2-3-31第二高取ビル2階	6435-3804		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ゆらりん港南保育園	港南1-6-27 芝浦クリスタル品川港南2階	6712-1188		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
アンジェリカ田町保育園	芝浦1-6-41グローバルフロントタワー1階	6435-2157		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
太陽の子芝浦二丁目保育園	芝浦2-9-1 ブランズタワー芝浦2階	未定		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
太陽の子芝浦三丁目保育園	芝浦3-20-2山楽ビル2階、3階	5439-6206		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
太陽の子芝浦一丁目保育園	芝浦1-9-7芝浦おもだかビル2階、3階	5439-5251		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
太陽の子シーバンス保育園	芝浦1-2-2シーバンスアモール3階	5439-4014		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
グローバルキッズ港南保育園	港南4-1-8リバージュ品川2階	3450-6130		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ベネッセ港南保育園	港南4-6-7	5783-5871		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ふたばクラブ港南保育園	港南2-16-6 CanonSタワー	6712-9428		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ゆらりんはあと保育園	港南1-8-23 ShinagawaHEART2階	6260-0873		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ゆらりん港南緑水保育園	港南4-7-37(港南緑水公園内)	5781-2781		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
デイジー保育園芝浦	芝浦4-17-3 芝浦NAビル3階	6275-1903		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
にじいろ保育園海岸三丁目	海岸3-16-6	6722-6865		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時

■認証保育所 -17か所-

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
三田プチ・クレイシュ	芝5-29-22ライオンマンション・フェリス三田1階	5440-5950		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
プチ・ナーサリー田町	芝4-16-1 カテリナ三田1階	3451-5670		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ホーム daycare 六本木	西麻布1-4-46西麻布ムラタビル	3401-2155		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ニチイキッズさわやか麻布十番保育園	麻布十番1-10-3モンテブラサ2階	3586-3887		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ポピンズナーサリースクール広尾	南麻布5-1-11Qiz広尾3階	5475-2185		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ナーサリールーム	南麻布5-6-8	3473-8317		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ゆらりん東麻布保育園	東麻布1-26-2 SERAPH 10 AZABU 1・2階	6426-5567		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ポピンズナーサリースクール赤坂	赤坂1-8-1 赤坂インタシティAIR2階	5545-5341		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
コンビプラザ白金台保育園	白金台3-15-6ラミアール白金台2F	5447-7600		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ポピンズナーサリースクール白金台	白金台4-8-16タリアコト白金台1F101号	5789-2166		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ニチイキッズさわやか白金高輪保育園	白金1-25-25	3441-6734		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ポピンズナーサリースクール高輪	三田4-9-7BPRレジデンス三田伊皿子坂2階	5419-2115		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
アスクお台場保育園	台場2-2-3	3599-2829		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
アンジェリカ保育園芝浦園	芝浦4-22-2 エアテラス2階	5439-4340		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ポピンズナーサリースクール芝浦	芝浦4-10-1キャピタルマークタワー 2階	5444-2120		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ニチイキッズさわやか港南保育園	港南4-2-5 シティタワー品川 西棟2階、3階	3471-9826		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
アンジェリカ保育園品川園	港南2-3-13品川フロントビルキッズ館2階	5781-9736		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時

■小規模保育事業 -10か所-

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
こころナーサリー新橋	新橋5-35-10新橋アネックス1階	6435-8377		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ふらわあきつづ保育園新橋	新橋3-3-13TsaoHibiya1階	6550-8800		芝	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
デイジー保育園麻布十番	麻布十番3-10-12シティ麻布2階	6809-6353		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
デイジー保育園麻布十番フォレスト	麻布十番3-10-12シティ麻布3階	5439-9241		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ここいく保育園西麻布	西麻布4-10-1	6419-7333		麻布	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
sakura保育園	赤坂2-12-17	6426-5097		赤坂	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ふらわあきつづ保育園三田	三田5-5-7ミタ5ゲートタワー1階	6809-5303		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
ちやいるど・はっぴびび!!白金保育園	白金3-2-9 1階	080-5875-9716		高輪	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
港南あおぞら保育園	港南3-8-1森永乳業港南ビル1階	6712-1988		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時
にじのそら保育園芝浦	芝浦1-14-6BSビル1階	6722-0425		芝浦港南	2週1回	—	適時	適時	適時	適時

■こども療育ほか施設 -2か所-

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	訪問頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
障害保健福祉センター(ヒューマンぶらざ)	芝1-8-23	5439-2511	指定管理者	芝	週1回	—	昼間	—	昼間	—
発達障害者支援室	芝1-8-23 障害保健福祉センター(ヒューマンぶらざ)3階	5439-8077	事業委託	芝	週1回	—	昼間	—	昼間	—

■こどもの利用が見込まれる施設(巡回施設対象外扱い)-12か所-

施設名	所在地	電話番号	備考	地区	巡回頻度	下車指定	平日訪問時間	休日訪問時間	平日巡回時間	休日巡回時間
青山生涯学習館	南青山4-19-7	3470-4584	放課GO→クラブせいなん併設	赤坂	※1	—	—	—	—	—
スポーツセンター(みなとパーク芝浦)	芝浦1-16-1	3452-4151		芝浦港南	※1	—	—	—	—	—
氷川武道場	赤坂6-6-14	5561-7829	赤坂子ども中高生プラザ併設	赤坂	※1	—	—	—	13時~17時	13時~17時
芝浦南ふ頭公園運動広場	海岸3-33-20	3452-4151	野球場・サッカー場	芝浦港南	※1	—	—	—	—	—
みなと図書館	芝公園3-2-25	3437-6621		芝	※1	—	—	—	—	—
三田図書館	芝5-28-4	3452-4951		芝	※1	—	—	—	—	—
麻布図書館	六本木5-12-24	3585-9225		麻布	※1	—	—	—	—	—
赤坂図書館	南青山1-3-3青山1丁目タワー3階	3408-5090		赤坂	※1	—	—	—	—	—
高輪図書館	高輪1-16-25高輪コミュニティプラザ3階	5421-7617		高輪	※1	—	—	—	—	—
高輪図書館分室	高輪1-4-35高輪子ども中高生プラザ3階	3443-1666	高輪子ども中高生プラザ併設	高輪	※1	—	—	—	—	—
港南図書館	港南3-3-17シティハイツ港南1~3階	3458-1085		芝浦港南	※1	—	—	—	—	—
郷土歴史館	白金台4-6-2 ゆかしの社内	6450-2107		高輪	※1	—	—	—	—	—

※1 巡回頻度・訪問は指定しないが、近隣の施設や付近を巡回の際は、上記施設周辺を巡回すること。(子どもの利用があるため)

※ その他、神社仏閣等、子どもが遊んでいる施設がある場合は、区へ報告し、巡回場所に追加すること。